

大阪府所轄学校法人理事長 様

大阪府教育長

令和7年度以後の私立学校振興助成法に基づく監査及び書類の提出等について（通知）

日頃から本府の私学行政の推進に御協力をいただき、お礼申し上げます。

令和6年12月9日付け6文科高第1457号で文部科学省高等教育局私学部長より通知（以下「国通知」という。）により、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第4項の規定に基づき、同法第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人で大阪府知事を所轄庁とするもの（同法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同附則第2条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含む。）は、毎会計年度終了後3月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に、同法第14条第4項の監査報告（私立学校法（昭和24年法律第270号）第143条に規定する大臣所轄学校法人等又は大臣所轄学校法人等以外の学校法人のうち私学法第18条第2項に規定する会計監査人を設置するものは会計監査報告）を添付して、大阪府知事に提出することとされています。

また、国通知に基づき、私立学校振興助成法第14条第2項の規定による所轄庁の定める監査事項及び私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類について、令和7年大阪府教育長公告第1号により指定したところです。

つきましては、以上の内容に関して（別紙）に示す事項を十分御留意の上、事務処理上遺漏のないよう取り計らい願います。

なお、平成28年大阪府公告第26号をもって、知事の権限に属する「私立学校に関する事務」を平成28年4月1日から教育長に委任しているため、本通知中「大阪府知事」とあるのは、「大阪府教育長」と読み替えるものとします。

<担当>

大阪府教育庁私学課

総務・専各振興グループ

TEL：06-6210-9272（ダイヤルイン）

E-mail：shigakudaigaku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

小中高振興グループ

TEL：06-6210-9275（ダイヤルイン）

E-mail：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

幼稚園振興グループ

TEL：06-6210-9273（ダイヤルイン）

E-mail：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp